

船橋市民間認可保育所設置運営事業者募集に関するFAQ(よくある質問及び回答)

No	募集要項項目	質問内容	回答
1	3. 応募手続き(4)	補助対象工事と補助対象外工事を平行して進めることは可能か。	工期の関係上、やむを得ない場合は工事を平行して進めることも可能です。その場合、事前に市に相談のうえ、補助対象となる工事着工前に市職員の現場確認が必要になります。
2	7. 施設整備に関する入札及び契約	補助対象外の建設工事を請け負う事業者が、補助対象の内装工事の入札に参加することは可能か。	公正性及び透明性の確保から、応募に関する施設設計を行った設計会社は、入札に参加することはできませんが、建設工事を請け負った事業者が内装工事の入札に参加することは可能です。
3	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	第4号様式「設立代表者等調書」 設計担当者について、整備事業予定者として決定された後に、公募時に記載した設計業者を変更することは可能か。	建物や設備の設計については、受け入れ児童数や保育環境に大きく影響することから、選考内容にも含まれております。従って、選考を経て整備事業予定者として決定した場合の設計業者の変更は原則として認められません。
4	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	施設長を応募書類提出時に決定しておくことが必要か。	必要となります。
5	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	第7号様式「施設長選任理由書」 上記同様に、整備事業予定者として決定された後に、公募時に記載した施設長を変更することは可能か。	施設長については、認可保育所の安定的な運営や保育の質に大きく影響することから、選考内容にも含まれております。従って、身体上の問題等避け難い事情がある場合を除いては、選考を経て整備事業予定者として決定した場合の施設長予定者の変更は原則として認められません。また、開所後3年間は、やむを得ない場合を除き、施設の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則として認めません。
6	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	検査済証がない建物の場合、検査済証に代わる書類として何を提出すればよいか。	本募集において既存建物を活用する計画を応募する場合は、当該建物の用途を保育所へ変更する必要があります。 検査済証がない場合には、建物の用途変更にあたり、検査済証に代わる書類として、専門業者による建築基準法への適合状況等の調査及びその報告書等が必要となることから、必要な調査及び書類について、あらかじめ本市建築指導課または指定確認検査機関にご確認ください。 用途変更にあたり検査済証に代わるものとして指示された書類については、市が設置運営事業者を決定するにあたり、用途変更の可否を確認するため、本募集の応募書類と併せて、別途指定する期日までに提出していただきます。 そのため、書類の作成にあたって専門業者による調査が必要となる場合は、事前に実施いただくこととなりますが、用途変更ができないことが確認された場合は応募申請を却下するほか、審査の結果、設置運営事業者として決定されなかった場合も含め、いかなる場合も、建物の調査にかかった費用については、全て事業者負担となりますのでご注意ください。
7	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	決算期が12月の場合は、平成26年12月期、平成27年12月期、平成28年12月期の3年分の決算書の提出がよいか。	直近3カ年分の決算書は、定時総会の議決等、法人所定の手続きを経て確定したものを提出していただきます。提出期限までに直近の確定した決算書の提出ができない場合は、ご質問のように提出期限において確定している3カ年分の決算書で構いません。ただし、提出期限後に新たに決算が確定する場合は、追加で最新の決算書の提出をしていただきます。
8	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	財務関係書類について、提出資料が膨大な量となるが全て提出する必要があるのか。	「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」に記載されている資料は、原則として全て提出していただく必要があります。

9	その他	新耐震基準(昭和56年)以前の建物でも可能か。	昭和56年6月施行の新耐震基準以前の建築物の場合、耐震診断報告書または耐震補強工事実施済みであることを確認できる書類を添付してください。
10	その他	新耐震基準を満たしていない建物の場合、耐震補強工事を前提とする整備は可能か。	可能です。 ただし、耐震補強工事に係る経費は、補助対象経費に含まないため、全て事業者負担となります。 なお、新耐震基準を満たしていない建物(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物)でも、耐震診断の結果、Is値が0.6以上又は上部構造評点が1.0以上であることが確認されている場合は、応募提出書類と併せて耐震診断報告書を提出いただければ、耐震補強工事の実施については任意となります。
11	その他	その他建物で注意すべき点はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に供する床面積が100㎡を超える場合は、建築基準法第87条に基づき、特殊建築物(保育所)への用途変更が必要となります。 ・吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。 ・室内空気中の化学物質濃度が、厚生労働省の示す指針値(室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について(平成14年2月7日医薬発第0207002号))未満であること。